

平川市予定価格の事後公表に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約を締結しようとする場合における入札執行後の予定価格の公表（以下「事後公表」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事後公表の対象)

第2条 事後公表の対象となる契約は、設計金額が1,000万円以上の建設工事から入札制度検討委員会が選定するものとする。

(事後公表の周知)

第3条 事後公表の対象となる契約の入札を執行するときは、公告又は指名競争入札通知書に事後公表である旨を記載し、周知するものとする。

(入札の執行)

第4条 入札の執行に関しては、平川市条件付き一般競争入札実施要領による。ただし、平川市郵便入札実施要領の規定は適用しない。

(再度入札)

第5条 第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札が無いときは、2回を限度とし、その場において直ちに再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札を行う場合、工事費内訳書の提出は不要とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、再度入札に関する事項は、指名競争入札の例による。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成30年11月1日から実施する。